

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 2 7 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 7 年 9 月 29 日

佐 呂 間 町 農 業 委 員 会

議 事 録 署 名 委 員	13	橋 本	聡	委 員
	14	渡 部	洋	委 員

第 27 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 7 年 9 月 29 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分

2. 開催場所 佐呂間町町民センター 1 階第 1 研修室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
 4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
 佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明
 佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之	12	田中 裕二
5	田村 通啓	13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹
8	山越 透	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
5	田村 通啓	9	平川 智司
7	荒田由紀野	11	齊藤 浩明
		12	田中 裕二

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 議 案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による
 農用地利用集積等促進計画案の決定について
 議 案第 3 号 現況証明願について
 議 案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
 報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事 務 局 長	只今から、第 27 回農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は、16 名中 11 名で、総会は成立しております。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、13 番橋本委員さん、14 番渡部委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事 務 局	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号 1 土地の所在が浜佐呂間 169 番外 10 筆、現況地目、畑が 98,325 m ² 、採草放牧地が 34,536 m ² 、合計面積 132,861 m ² 、届出者 浜佐呂間 ●●●●さん、旧所有者が ●●●●さん、権利取得日が令和 7 年 6 月 2 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	——— 異議なし ———
各 議 長	報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。
議 長	報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、報告します。 番号 1 土地の所在が若里 453 番 1 外 1 筆、現況地目、畑で合計面積 37,642 m ² 、契約期間は平成 19 年 4 月 27 日から平成 29 年 4 月 26 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 7 年 3 月 7 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●●さん、賃借人 ●●●●●さん。解約後は賃貸借です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	——— 異議なし ———
各 議 長	報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。
議 長	次に、議案の審議に入ります。
事 務 局	議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。

		番号 1 土地の所在が富丘 12 番 1 外 114 筆、現況地目、畑が 647, 337. 39 m²、採草放牧地が 57, 203 m²、合計面積 704, 540. 39 m²、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●さん、農業従事者世帯員が 5 名、経営状況は乳牛 200 頭、育成牛 105 頭、トラクター 6 台、ショベル 2 台、他作業機 1 台、を所有、経営面積は、1, 313, 579. 39 m²です。30 年間の使用貸借です。 この案件につきましては、事前に 6 月 4 日関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(1 ページから 6 ページ) です。 申請地につきましては、町道富丘 6 線道路、佐呂間富丘間道路、富丘 31 号道路、富丘 32 号道路、富丘 33 号道路、道道富武佐呂間線、町道北 5 線道路、北 28 号道路、北 3 線東道路それぞれの道路沿い土地と北新牧野道路付近の土地と●●●●宅周辺の土地となっています。 以上です。
議 長		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
各 委 員		何か質問等、ありませんでしょうか。
議 長		質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
		——— 異議なし ———
		議案第 1 号は原案どおり決定いたします
議 長		議案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について
		このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について
		農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求めます。
		また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第 18 条第 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できることとします。
		番号 1. 2.
		札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。
		利用権の設定等を受ける者が、東京都 ●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が若里 451 番外 2 筆、現況地目、畑で合計面積 86, 666 m ² です。
		利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 171, 000 円、10 ㎡当たり 2, 000 円で、前回、2, 100 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと (7 ページ) の土地です。
		以上です。
議 長		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
		何か質問等、ありませんでしょうか。
		質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員		——— 異議なし ———

議 長	議案第 2 号は原案どおり決定いたします
議 長	議案第 3 号 現況証明願について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 3 号 現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。 番号 1. 土地の所在が若里 95 番 4、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積 251 m ² 、所有者 ●●●●さん、願出人 湧別町 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 また、8 月 29 日関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(8 ページ) です。申請地は、国道 238 号付近の土地となります。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
委 員	——— 異 議 な し ———
議 長	議案第 3 号は原案どおり決定いたします
議 長	議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令により適正に農地制度を運用するため別紙のとおり申し合わせ決議する。 この決議については、今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しています。 「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたことを受け、全国各農業委員会で決議することとなっています。 つきましては、農業委員の社会的役割の重大さを再認識し、同種の事案が発生しないように再発防止のため、注意喚起を行います。 決議文について別紙で配布していますので、ご覧ください。読み上げます。 (読み上げ) 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
大 澤 委 員	農業委員会法第 31 条の議事参与の制限とは。
和 泉 委 員	農業委員本人に関与する議事について、参加させないことでは。

事 務 局		「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と明記されています。 農業委員の自己等に関する議事の場合、席を外すことになります。
議 各 議	長 委 員 長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第４号は原案どおり決定いたします
議 各 議	長 委 員 長	その他 各委員さんの方から何かありませんか。 ———ありません——— なければ第２７回農業委員会総会を終ります。

